

担 当	独立行政法人 労働者健康安全機構
	宮崎産業保健総合支援センター
	副所長 松澤 良
	産業保健専門職 湯川 裕美 電話 0985-62-2511(直通)

治療と仕事の両立支援相談窓口の開設エリアを県西に拡大

～令和元年7月から新たに都城医療センターに相談窓口（県内4番目）を開設しました～

宮崎産業保健総合支援センター(所長:宮崎県医師会 会長 河野 雅行)では、このほど 独立行政法人 国立病院機構 都城医療センター (院長:冷牟田 浩司)と「治療と仕事の両立支援事業実施に係る協定」を結び、下記により、当該病院の相談支援センターに相談窓口を定期開設し、7月1日から相談予約の受付を開始しました。

これにより、これまで医療機関における治療と仕事の両立支援相談窓口が設置されていなかった県西部に、初めて当該両立支援相談窓口が開設されたこととなります。

記

- 1 予約受付開始日:令和元年7月1日(月)～
- 2 窓口開設相談日時:令和元年7月以降、毎月第3木曜日の午前9時30分～午前11時30分
- 3 第1回定期相談日:7月18日(木)午前9時30分～午前11時30分(第1回開設日)
※定期相談日以外でも予約者と日程調整を行い相談対応します。
- 4 予約電話番号:0120-411-329(相談支援センター 直通ダイヤル)
- 5 相談対応者:当センターの両立支援促進員(保健師又は社会保険労務士)
- 6 相談対象者:①がん等の治療を受けている患者(労働者)又は家族等の関係者
②事業所の事業主、労務担当者等

※事業の詳細については、宮崎産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

当センターのホームページ (<https://www.miyazakis.johas.go.jp>)

●産業保健総合支援センターの活動

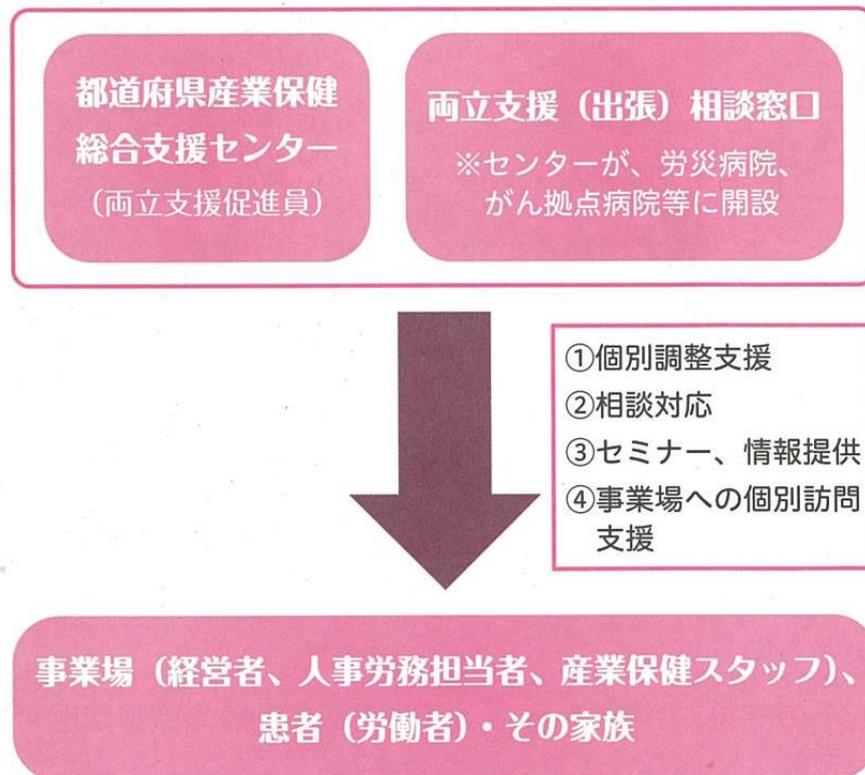
各都道府県に設置されている産業保健総合支援センター（以下、「産保センター」という。）では、事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

平成28年2月、疾病を抱えた労働者が適切な治療を受けながら、仕事を続けることができるように、厚生労働省から企業向けガイドラインとして「**事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン**」（以下、「ガイドライン」という。別添資料参照。）が定められました。産保センターでは、このガイドラインを踏まえ、「事業場における治療と職業生活の両

立支援」(以下、「両立支援」という。)を促進するために、がん拠点病院等と連携を取りながら、事業場外資源として活動しています。

●産保センターにおける両立支援の取組

各都道府県の産保センターでは、同センター内及び同センターが労災病院、がん拠点病院等の中に設けた「両立支援(出張)相談窓口」において、両立支援のための様々な取組を推進しており、これらの取組は産保センターの「両立支援促進員」が中心となって行っています。



●相談窓口における相談事例

① 10日間の入院治療を受けていた患者(労働者)からの相談。

Q:退院して会社に戻るのだが、病気のことをどのように会社に伝えたらよいか。

A:患者(労働者)には、病名を職場の同僚や上司に伝えた場合にどのように受け止められるのだろうかという不安と、毎月1回は定期的に受診する必要があるので有給休暇を取るようになるが、今の作業に継続して就労させてもらえるだろうか、といった不安を抱えていた。

そこで、まず相談者に対し、主治医に今の職場での仕事や勤務状況、会社の風土等を説明し、どのように病気のことを説明するのが良いかを相談するように勧めた。もし、就業に当たって職場での配慮が必要な場合には主治医に事業者宛の意見書を作成してもらい、上司に渡して会社として検討して貰うことになるが、その際に主治医の意見書の取扱いやその対応、また、就業配慮の意図や手続きなど両立支援の説明が必要なら、両立支援促進員が会社を訪問して両立支援の説明をすることができることを伝えた。

その結果、患者(労働者)は主治医と相談して、「当分は軽作業が望ましい」との診断書を得て、会社に提出したところ、上司は快く話を聴いてくれ、同僚には病名は明かさなまま、2週間は軽作業に就かせてくれたとの報告があった。

② 従業員50人未満の小規模事業場で産業医は選任していない企業の労務担当者からの相談。

Q: 主治医から復職可の診断書を得て職場に復職し既に勤務しているが、会社としては彼の働きぶりに不安がある。どのように対応したらよいか。

A: 主治医は患者(労働者)の仕事内容や就労状況等を十分に把握できないまま、そして本人の1日も早く職場に戻りたい意向を受けて診断書を書いたのではないかと推測された。

そこで、まず相談者に対し、患者(労働者)の同意を得たうえで、主治医に患者(労働者)の就労に当たってのアドバイスが欲しいと主治医に面談を申し込むようにアドバイスした。主治医には病名や病状を尋ねるのではなく、患者(労働者)の現在の勤務具合や仕事内容、その仕事ぶりを説明し、職場で仕事を指示するのにどのようなことに気を付ければよいか、避けたほうが良い仕事はどのようなものか、といった配慮事項を尋ねるように重ねて強調した。できれば患者(労働者)と同行受診して状況を説明し、主治医のアドバイスをもらうことが望ましいとも助言した。

その結果、主治医からは「1週間絶対安静の療養状態であったので、少し体力が落ちているが、特に避ける業務はなく、体力は日増しに回復するので、しばらくは本人の体調に合わせて仕事ができるように配慮してもらえればよい」と言われたため、現場で適宜対応しているとの報告を相談者から得た。

●事業場を訪問しての支援

① 事業場内で行う従業員や管理監督者、経営者向けの啓発教育

治療と職業生活の両立支援が円滑に促進されるためには、必要以上に病気を怖がらず、また、必要以上に軽視しないよう、正しい知識を理解することが重要です。たとえば“がん”の場合、事業場においては、職場にがん患者が出る前に“がん”についての啓発教育を行い、従業員が“がん”の宣告を受けたときに即時に退職を決断しないよう、また、“がん”の治療中の同僚がいる場合にも偏見や差別が起きないように、事前の対処が望まれます。従業員や管理監督者を対象に社内で啓発教育を行う時には、両立支援促進員が講師を引き受けています。

なお、治療への配慮等は患者(労働者)自身が会社に申し出ることによって行われる仕組みです。したがって、上司や同僚に気兼ねなく病気治療中であることやがんの宣告を受けたことなどを申告できるコミュニケーションの良好な、職場風土づくりにも事前の啓発教育が大切なので、両立支援促進員は単に講演をすることにとどまらず、参加者の雰囲気や事業場の雰囲気も察して、支援を心がけています。

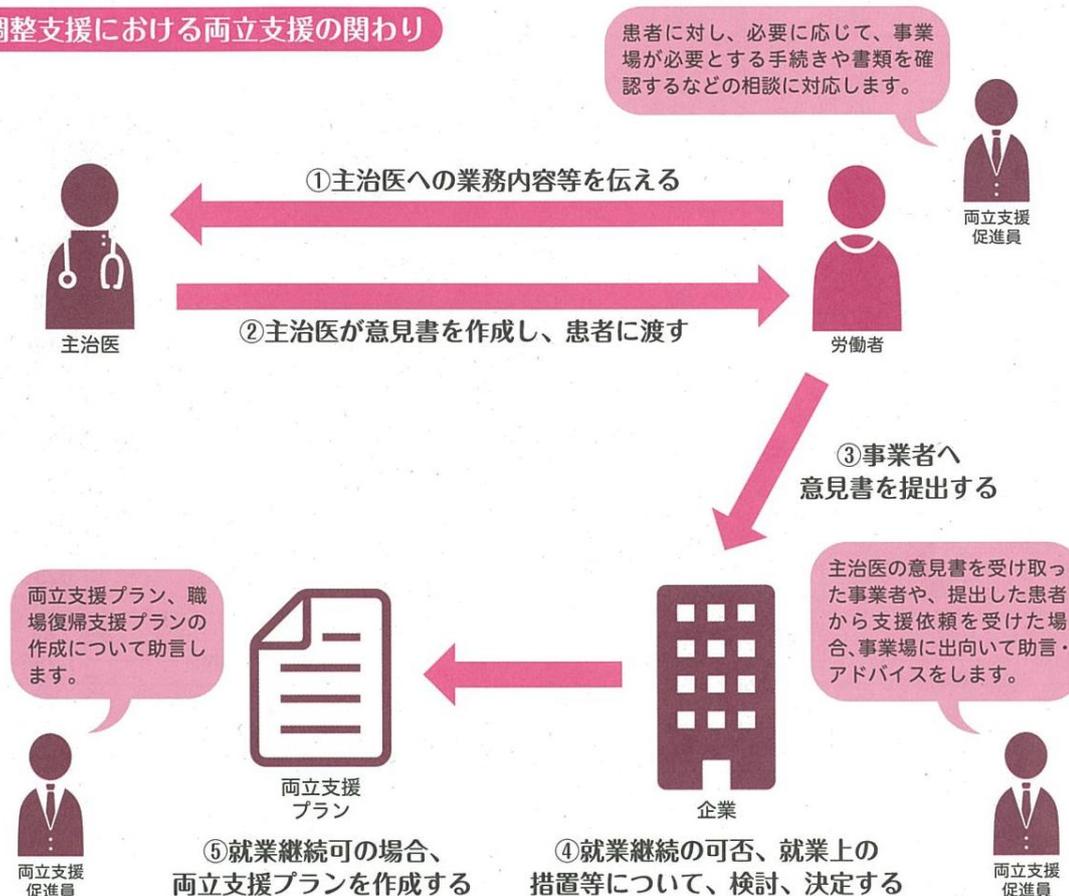
② 両立支援のための企業内の体制整備

両立支援促進員が事業場を訪問して、時間単位の年次有給休暇、病気休暇、時差出勤、短時間勤務、情報の取り扱い方法の明確化などの両立支援に関する制度の導入や、主治医や産業医らと連携した両立支援計画や職場復帰支援計画などの策定を支援しています。

なお、患者(労働者)から、がんで手術が必要と職場の上司が相談されたとき、どのように対応してよいかわからず戸惑うことが無いように、手順(両立支援プログラムに相当)を定め、従業

員全員に周知徹底を図るよう助言します。管理職については、社内ルールをきちんと理解することなく対応して患者(労働者)に不利益を及ぼすことがあるので、社内ルールの周知徹底が特に必要であることを助言しています。

個別調整支援における両立支援の関わり



●宮崎産業保健総合支援センターの県内医療機関における「治療と仕事の両立支援」相談窓口開設経過

- ①2016 (平成28) 年2月
厚生労働省より「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(現在は「職業生活」→「仕事」)が公表される。
- ②2016 (平成28) 年8月
「事業場における治療と仕事の両立支援に係る事業」を開始。(2年11か月が経過)
- ③2016 (平成28) 年12月
宮崎大学医学部附属病院患者支援センターに両立支援相談窓口を開設。
- ④2018 (平成30) 年4月
宮崎県立宮崎病院医療連携科に両立支援相談窓口を開設。
- ⑤2019 (令和元) 年5月
宮崎県立延岡病院医療連携科に両立支援相談窓口を開設。(令和元年5月24日報道発表済み)

●相談件数

平成30年度においては、病気になって入院又は通院しても働きたい労働者（がん等の慢性疾患患者）とその所属事業場（事業主及び管理者）等から、治療と仕事の両立支援に関し当センターが受けた総相談件数は、133件となっているところです。

当センターが平成30年4月から8月にかけて県内事業場を対象に実施した「治療と仕事の両立に関するアンケート」結果（平成31年3月8日報道発表済み）では、「慢性疾患で治療中の従業員がいる」と回答した割合が44%となっていること等から、当該新規開設窓口を活用したい労働者や事業場はかなりの数あるものと認められます。

都城医療センター及び当センターでは、今後、地元・周辺医師会、事業場団体及び関係行政機関等と連携し、当該事業が有効に活用されるよう積極的な周知に取り組むことが重要と考えています。

—添付資料—

- ・事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月厚生労働省）